

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十五号

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇格、昇給等の基準）」を付し、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額（当該給料表の備考の規定により加算された額を含む。）のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二を削る。

第十一条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該学校職員」に改め、「相当する額（以下）の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該学校職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該学校職員」に、「前号に定める額の合計額と」を「同号に定める額の合計額と」に改め、同条第三項中「以下」を「第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該学校職員」に改める。

第十三条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十五条第二項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十五条の二の三第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第五項中「第十五条の二中」を「第十五条の二第一項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「基準日をいう。以下この条及び次条」を「基準日をいう。以下この項及び次条第三項」に、「同項」を「第十五条の二の三第一項」に、「定める日をいう。以下この条及び次条」を「定める日をいう。以下この項及び次条第一項」に改める。

第十五条の二の四第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十五条の六の見出し中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条中「第九条」を「第五条第三項から第十項まで、第九条」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十条第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三項の前に見出しとして「(六十歳に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置)」を付し、同項を次のように改める。

3 当分の間、学校職員の給料月額額は、当該学校職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第五項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

附則に次の七項を加える。

4 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

一 臨時的任用学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤の学校職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第六条の管理監督職を占める学校職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適

用されていた学校職員を除く。）

5 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。）をされた学校職員であつて、当該降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第七項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第五項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第五項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第五項又は前二項の規定による給料を支給される学校職員に対する第十五条の三第一項（同条第二項においてその例による場合を含む。）及び第十五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、附則第三項の規定による給料月額、附則第五項の規定による給料その他附則第三項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「其中中給支給額」を「中給中給支給額」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	225, 200	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200	

別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	234, 000	274, 300	303, 000	331, 100	415, 200	

別表第三再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

別表第四再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務学校職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	

（徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第十三条第一項中「除く」の下に「。附則第三項において同じ」を加える。

附則に次の一項を加える。

3 条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料を支給される徳島県立しらさぎ中学校の教育職員に対する第十三条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 給与条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務学校職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十二条第一項第一号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第三項から第十項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）附則第二条第一項の規定により勤務している学校職員には適用しない。

3 暫定再任用学校職員（改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員（以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用学校職員が新給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学

校職員」という。)であるものとした場合に適用される徳島県学校職員給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額(当該給料表の備考の規定により加算された額を含む。附則第五項において同じ。)のうち、同条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の等級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される徳島県学校職員給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新給与条例第十一条第二項、第十三条第二項及び第二十条の規定を適用する。

7 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新給与条例第十五条第三項及び第十五条の二の四第二項の規定を適用する。

8 新給与条例第十五条の二の三第一項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された学校職員(次号において「暫定再任用学校職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。

9 徳島県学校職員給与条例第五条第三項及び第六項から第十項まで、第九条、第十条、第十条の三並びに第十四条の三並びに新給与条例第五条第四項及び第五項の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用学校職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 暫定再任用学校職員は、第二条の規定による改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例第四条に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項の

規定により採用された学校職員とみなして、同条例の規定を適用する。